

## 防災県土整備企業常任委員会提出資料

### 所管事項

- (1) 平成 29 年版成果レポート（案）について . . . . . 1
- (2) 「三重県財政の健全化に向けた集中取組（案）」における  
事務事業等の見直しについて . . . . . 17
- (3) 入札・契約制度の改善について . . . . . 19
- (4) 屋外広告物の安全対策の充実について . . . . . 21
- (5) 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の供用について . . . . . 23
- (6) 審議会等の審議状況 . . . . . 27

平成 29 年 6 月 23 日

県 土 整 備 部

# 平成29年版成果レポート（案）

県土整備部主担当部分抜粋

## （施策の取組）

施策113 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

## （行政運営の取組）

行政運営7 公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

**県民の皆さんとめざす姿**

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

**平成 31 年度末での到達目標**

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 28 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【\* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	237,700 戸	238,900 戸	1.00	240,000 戸		242,300 戸
<b>目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方</b>						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
29 年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 29 年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 洪水対策の推進（県土整備部）	浸水想定区域図作成河川数		5 河川	1.00	10 河川		20 河川
		—	6 河川				

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
11302 土砂災害 対策の推進(県 土整備部)	基礎調査実施 箇所数		9,220 か所	1.00	11,550 か所		16,208 か所
		7,520 か所	9,686 か所				
11303 高潮・地震・津波対策の 推進(県土整備 部)	堤防耐震化延 長		34.1km	1.00	34.6km		35.6km
		33.6km	34.1km				
11304 山地災害 対策の推進(農 林水産部)	山地災害危険 地区整備着手 地区数		2,112 地区	1.00	2,135 地区		2,179 地区
		2,089 地区	2,119 地区				

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	27,771	25,008	32,276		
概算人件費		2,573			
(配置人員)		(282人)			

### 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進しました。また、川上ダムの早期完成を引き続き国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めました。引き続き施設整備を推進するとともに、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組む必要があります。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進める必要があります。
- ②河川堆積土砂撤去については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で対応し、経年的な堆積土砂には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応しました。これらの対応に加え、砂利採取制度も活用しながら粘り強く対応しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した取組が必要です。また、引き続き、関係部局と情報共有を行い、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していく必要があります。
- ③地震・津波による被害軽減のため、河川堤防について空洞やひび割れのある脆弱箇所等の補修を進めました。また、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めました。引き続きこれらの取組を進めていく必要があります。
- ④河川の大型水門やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めました。引き続き取組を進めていく必要があります。
- ⑤平成 27 年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、再度災害の防止対策を進めました。平成 28 年度に被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、高潮・地震・津波などに対する安全性の確保を図るため、老朽化が進んでいる施設の整備を進めました。引き続き防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。

- ⑦平成27年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めました。平成28年度に被災した治山施設を早期に復旧し、その機能を回復する必要があります。
- ⑧近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めました。引き続き取組を進めていく必要があります。
- ⑨「県民指標」については目標を達成できました。これは河川、砂防、海岸、治山事業を計画的に実施した結果です。

#### 平成29年度の取組方向

【県土整備部 次長 吉田 勇 電話：059-224-2651】

- ①激甚・頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。また、川上ダムを早期完成を促進するとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組みます。特に、河川の浸水想定区域図の作成を進めるとともに、平成31年度の完了をめざし土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進めます。
- ②河川堆積土砂については、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業や砂利採取制度の活用および災害復旧事業で土砂撤去を進めます。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めるとともに、海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。  
また、河川堤防の脆弱箇所の補修については、平成29年度完成をめざし取り組みます。
- ④河川の大型水門やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、その結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤平成27年の台風等により被災した施設の着実な復旧や、平成28年度に被災した施設の早期復旧に取り組みます。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を計画的に進めます。
- ⑦平成28年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備を進めるとともに、被災した治山施設の早期復旧に取り組みます。
- ⑧引き続き、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるほか、過去に整備した治山施設の機能を強化するなど、防災・減災機能の向上を図ります。

\* 「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。



【主担当部局：県土整備部】

**県民の皆さんとめざす姿**

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

**平成31年度末での到達目標**

幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備を進めるとともに、道路・港湾施設の適切な維持管理を推進することで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進み、地域の経済活動が活性化しています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成28年度目標値を達成しており、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	/	6.1km	1.00	20.1km	/	76.8km
	—	7.6km		/	/	
目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長					
29年度目標値の考え方	国道42号松阪多気バイパス、国道167号鷺方磯部バイパス等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進（県土整備部）	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	/	0.8km	1.00	1.9km	/	34.3km
		—	0.8km		/	/	

基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
35102 県管理道路の整備推進(県土整備部)	県管理道路の新規供用延長		5.3km	1.00	18.2km		42.5km
		—	6.8km				
35103 適切な道路の維持管理(県土整備部)	舗装の維持管理指数		5.0以上	1.00	5.0以上		5.0以上
		5.1	5.1				
35104 県管理港湾の機能充実(県土整備部)	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長		192m	1.00	192m		240m
		168m	192m				

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額等	40,475	41,423	37,023		
概算人件費		3,276			
(配置人員)		(359人)			

### 平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震等の自然災害から県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動等を支え、地方創生を進める基盤整備として、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みましたが、未だミッシングリンク\*が残っています。直轄国道については、平成28年度は国道42号松阪多気バイパスの一部が開通しました。バイパスの部分開通が着実に進んでいるものの、開通箇所においても渋滞が発生しています。さらなる整備促進を図るため、高規格幹線道路および直轄国道の開通見通しの早期公表や、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。
- ②地域から高速道路ネットワークへのアクセスの向上を図るとともに、自然災害時の避難に資する県管理道路の整備を推進しました。平成28年度は国道260号南島バイパスの一部や国道422号(八知山拡幅)等が開通しました。また、地域ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備や現道拡幅などの抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的な整備を推進しました。さらに、通学児童等のさらなる安全確保に向け、緊急合同点検に基づく安全対策に取り組むとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策を推進しました。  
現在進められている多くの幹線道路の整備により、北・中勢地域において、強固な南北軸が形成されるものの、東西軸が脆弱であることなどが課題となっており、引き続き新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。  
伊勢二見鳥羽ラインについては、利用者の負担軽減や誘客促進を図るため、平成29年3月11日に無料化しました。
- ③通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、計画的な修繕・更新を実施し、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確立を図りました。



県内の道路利用者が安全かつ安心に通行するためには、すべての道路管理者が連携してメンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があります。こうしたなか、技術・人材（体制）等の課題を抱える市町もあることから、すべての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」により、道路管理者間の意見調整・情報共有や市町職員への技術支援を行いました。

- ④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急輸送を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。引き続き、老朽化した施設を早期に補修するとともに、大規模地震発生時の復旧・復興活動に重要な役割を担う耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路\*の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進める必要があります。
- ⑤「県民指標」については目標を達成できました。直轄国道の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果です。

### 平成 29 年度の取組方向

【県土整備部 次長 志々田 武幸 電話：059-224-2651】

- ①大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に対し、県民の皆さんの安全・安心を支えとともに、地域の経済活動やMICE\*誘致、インバウンドの拡大を支える基盤として、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）および松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。
- ②県管理道路については、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な整備を推進します。とりわけ、自然災害に対する備えとしての道路整備を実施します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を引き続き進めます。さらに、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保に向けた点検・対策・効果の把握・改善のPDCAサイクルを確実に実施するなど、既存道路における歩行空間の整備等を推進します。
- ③道路施設が将来にわたって機能を充分発揮するよう、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施し、効果的・効率的な修繕・更新等を進めます。また、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」により、道路インフラの予防保全・維持管理体制の強化を図ります。
- ④県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、津松阪港（大口地区）および宇治山田港において老朽化対策を進めます。また、耐震岸壁へのルートとなる緊急輸送道路の機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）の耐震対策を進めます。

\*「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。



【主担当部局：県土整備部】

**県民の皆さんとめざす姿**

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造\*の形成（コンパクトなまちづくり）が進むとともに、都市基盤の整備や、安全で快適な住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

**平成 31 年度末での到達目標**

これまで進めてきた安全で快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全・安心で豊かな住環境の整備、建築物の安全性確保の取組に加え、立地適正化計画\*の策定やその計画に位置づけられた事業の実施など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 28 年度目標値を達成しており、安全で快適な住まいまちづくりが進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数（累計）	—	1 件	1.00	1 件	—	3 件
<b>目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方</b>						
目標項目の説明	住宅および都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置づけられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数					
29 年度目標値の考え方	市町による立地適正化計画に位置づけられる事業について、今後の進捗の見込みを勘案して目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		35301 安全で 快適なまちづ くりの推進(県 土整備部)	緊急輸送道路* となっている 街路で無電柱 化された箇所 数(累計)	12 箇所	12 箇所	1.00
35302 安全で 快適な住まい づくりの推進 (県土整備部)	県営および市 町営住宅の長 寿命化工事達 成割合	42.9%	60.8%	1.00	70.0%	100%
35303 適法な 建築物の確保 (県土整備部)	防火設備等が 適正に維持保 全されている 建築物の割合	64.6%	76.4%	1.00	74.8%	82.8%
35304 参画と 協働による景 観まちづくり の推進(県土 整備部)	市町、県が制定 した景観計画 等の件数およ び市町に屋外 広告物の権限 移譲を行った 件数(累計)	15 件	15 件	1.00	16 件	18 件

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	3,299	3,642	2,900		
概算人件費		1,022			
(配置人員)		(112 人)			

### 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害などの近年の課題に対応するため、平成 32 年を目途に改定を予定している都市計画区域マスタープラン\*の策定に先立ち、県全体に共通する都市づくりの方向性を示す「三重県都市計画基本方針」を策定しました。また、市町による立地適正化計画の策定や実施に対する支援を行った結果、複数の市町において立地適正化計画の策定に向けた取組が始まり、1 件の事業着手があったことから「県民指標」の目標を達成できました。さらに、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設整備等の都市基盤整備を実施しました。引き続き、集約型都市構造の形成に向けた都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- ②「三重県住生活基本計画\*」については、有識者で構成する懇話会での議論をふまえ見直しを行いました。誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できるよう高齢者や子育て世帯等の住宅確保に向けた相談会などを実施しました。また、県営住宅については予防保全の観点からの適切な維持管理を実施するとともに、県実施の長寿命化工事の概要を県HPに掲載し広くPRしました。

今後は、高齢者や子育て世代等の居住ニーズに応じた住み替えを促進するほか、県営住宅の適切な維持管理の継続的な実施と予防保全の重要性の波及等「三重県住生活基本計画」の取組を一層進めていく必要があります。

- ③建築基準法に基づき、不特定多数の者が利用する既存建築物の維持保全の適合状況を把握するため定期報告の審査を行うとともに、消防部局等と連携して防災査察を実施し、維持保全の向上に取り組みました。不特定多数の者が利用する既存建築物の良好な維持保全のため、指導助言等を継続する必要があります。また、新築建築物等に対しては、適正な工事監理が行われるよう、工事監理状況を示す写真の撮影方法や完了検査申請書の記載内容について、建築確認申請時にあらかじめ工事監理者に周知し、完了検査時には、これらの内容を審査すること等により工事監理者を指導しました。引き続き、安全で安心な新築・既存建築物の確保の取組を行っていく必要があります。
- ④市町における景観計画の策定及び屋外広告物の権限移譲を進めるため、個別訪問による働きかけや景観アドバイザーの派遣を行いました。また、太陽光発電の導入が増える中、三重県景観計画等を変更し、太陽光発電施設の整備を届出対象行為とし、地域の特性に配慮した景観形成に向けて取り組みました。引き続き市町への働きかけや景観アドバイザーの派遣を行うとともに、三重県景観計画等に基づく周辺景観と調和した建築物等への誘導や景観特性に配慮した公共事業の推進、景観づくりに取り組む市町への支援、適正な屋外広告物の設置に向けた取組を行っていく必要があります。

#### 平成 29 年度の取組方向

【県土整備部 次長 里 宏幸 電話：059-224-2651】

- ①人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりに向け、都市計画区域マスタープランの改定作業に着手します。また、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等、都市基盤の整備を進めます。
- ②誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できるよう、高齢者や子育て世代等の居住ニーズに応じた住み替えを促進するほか、県営住宅における予防保全の観点からの長寿命化工事の実施と予防保全の重要性の県全体への波及等「三重県住生活基本計画」の着実な推進に努めます。
- ③不特定多数の者が利用する既存建築物について、良好な維持保全の指導助言を粘り強く行うとともに、建築基準法改正に伴い新たに定期報告の対象となる施設があることから、確実に報告書が提出されるよう周知や督促等を行います。また、新築建築物等についても、建築基準法等の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めます。
- ④市町における景観計画の策定及び屋外広告物の権限移譲を進めるため、個別訪問による働きかけや景観アドバイザーの派遣を行うとともに、市町の景観づくりに向けた支援、適正な屋外広告物の設置や景観特性に配慮した施設整備の促進に取り組むなど、地域の個性豊かな魅力ある景観を生かしたまちづくりの取組を進めます。

\* 「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。



【主担当部局：県土整備部】

**めざす姿**

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

**平成 31 年度末での到達目標**

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することで、公共事業の公正性・透明性が確保され、早期かつ適切な時期に県民の皆さんに公共事業の成果が届いています。

**評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由**

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 28 年度目標値を達成しており、また、それぞれの取組についても概ね順調に進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業予算 上半期発注率		65.0%	1.00	65.0%		65.0%
	60.1%	76.7%				
目標項目の説明と平成 29 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	公共事業の成果の早期発現に向けた県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注額の割合					
29 年度目標値 の考え方	県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
40701.公共事業 の適正な執 行・管理（県土 整備部）	三重県公共事 業評価審査委 員会の審査に おける適正率		100%	1.00	100%		100%
		100%	100%				

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40702 公共事業 を推進するた めの体制づく り。(県土整備 部)	三重県入札等 監視委員会に よる調査審議 結果に基づく 改善率		100%	1.00	100%	
		100%	100%			

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
予算額等	5,286	5,353	4,675		
概算人件費		1,551			
(配置人員)		(170人)			

### 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①建設業界や有識者との意見交換を行い、「新三重県建設産業活性化プラン」（以下、「新プラン」という）を策定しました。今後、新プランの取組を進める必要があります。
- ②「建設業参入支援事業」において、求職者を期間雇用し、その間に、集合研修と雇用型訓練を実施した結果、9人が建設企業へ正規雇用されました。建設業の理解を促進し、建設業への入職を促すため、インターンシップや現場見学会の支援を行いました。また、建設業への定着を促進するため、「建設業人材定着事業」を実施し、延べ414人の建設業従事者に対する研修の受講の支援を行いました。引き続き、建設業への新規入職の促進、技術者・技能者の育成のための支援をしていく必要があります。
- ③公共事業評価については、公共事業評価審査委員会を開催し、県が行ったすべての再評価・事後評価対象事業において評価が妥当であると認められました。引き続き評価の妥当性が認められるよう取り組んでいく必要があります。また、入札契約事務については、入札等監視委員会の確認を受け適正な実施に向け取り組みました。より一層の公正性・公平性を確保するためにも、随時見直しを進め改善をしていく必要があります。
- ④電子調達システム等の安定運用に努めました。今後も、安定した運用を継続する必要があります。また、公共工事進行管理システムについて、平成30年4月の次期運用開始にむけての移行・改修業務に着手しました。今後、利用者の意向もふまえながら、着実に作業を進める必要があります。
- ⑤「県民指標」については目標を達成できました。県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、各発注機関が早期発注に取り組んだ結果です。

### 平成 29 年度の取組方向

【県土整備部 副部長 渡辺 克己 電話：059-224-2651】

- ①建設業界が活性化を実感できるよう、新プランに基づき、入札・契約制度の改善を中心に、建設業界などと意見交換を行い、市町と協働して、取組を進めます。
- ②建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するため、引き続き、求職者を期間雇用し、その間において、集合研修と雇用型訓練を実施し、建設企業への正規雇用に結び付けていきます。あわせて、インターンシップや現場見学会等を支援します。また、建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を習得できるよう取り組みます。



- ③公共事業評価については、今後も適正でよりわかりやすい評価に努めます。また、入札等監視委員会においては、引き続き幅広い視点からの意見等を受けることで入札契約事務の改善を図ります。
- ④電子調達システム等の安定運用を図るとともに、法令や制度改正等への対応を適時に実施していきます。また、公共工事進行管理システムについては、平成 30 年 4 月の次期運用開始に向けて、改修・移行作業を着実に進めます。

\*「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

**「三重県財政の健全化に向けた集中取組(案)」における  
事務事業等の見直しについて**

※平成30年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成30年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

細事業名 ( )内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成29年度 予算額	所管 部局名
建設業人材定着事業費	平成29年度 ～31年度	建設企業による人材の育成・確保に必要な経費が適正に入札予定価格に反映されるよう取り組むなど、平成27年度から平成28年度にかけて企業自らが人材育成を促進するための施策を実施してきた。しかし、その効果が現れるには3年(H28～H30)程度必要と考えるため、平成30年度まで事業を継続する。	8,250	県土整備部



## 入札・契約制度の改善について

県は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「発注関係事務運用指針」という）、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「入札契約適正化指針」という）及び平成 29 年 4 月に策定した「新三重県建設産業活性化プラン」に基づき、建設業の活性化に向け、入札・契約制度の改善の取組を進めています。

平成 29 年度は、以下の取組を行います。

### 1 低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正

#### (1) 算定式の改正

国は、建設工事における現場作業員の賃金等である労務費の確保及び測量・設計等業務委託における本社従業員の賃金等を確保するために、低入札調査基準価格の算定式を改正しました。これを踏まえ、県は平成 29 年 4 月 1 日に低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式を改正しました。

＜低入札調査基準価格算定式における費目ごとの算入率＞

【建設工事】	国土交通省		三重県	
	改正前	改正後	改正前	改正後
直接工事費	95%	97%	95%	97%
共通仮設費	90%	90%	95%	97%
現場管理費	90%	90%	90%	90%
一般管理費等	55%	55%	65%	65%
【測量】	改正前	改正後	改正前	改正後
直接測量費	100%	100%	100%	100%
測量調査費	100%	100%	100%	100%
諸経費	45%	48%	55%	60%
【設計業務】	改正前	改正後	改正前	改正後
直接人件費	100%	100%	100%	100%
直接経費	100%	100%	100%	100%
その他の原価	90%	90%	100%	100%
一般管理費等	45%	48%	45%	50%

#### (2) 低入札調査基準価格の上限撤廃

算定式を改正した結果、低入札調査基準価格を設定する建設工事について、低入札調査基準価格が上限である予定価格の 90% を超えることから、6 月 1 日にその上限を撤廃しました。

なお、最低制限価格も、そのほとんどが算定上は予定価格の 90% を超えますが、会計規則により上限が 90% となっているため、最低制限価格は予定価格の 90% となります。

【建設工事】 (単位：円)

予定価格	低入札調査基準価格			
	改正前	率	改正後	率
1,350,000	1,200,000	88.9%	1,210,000	89.6%
20,000,000	17,880,000	89.4%	18,140,000	90.7%
70,000,000	63,000,000	90.0%	63,960,000	91.4%

## 2 「三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領」の改正

### (1) 指名停止基準に関する入札契約適正化指針の考え方

- ・公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、国・地方公共団体等の各発注機関が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図ることが不可欠。
- ・指名停止基準は、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性に応じて適切な期間が設定できるよう、必要に応じて適宜見直す。

### (2) 現状

- ・国等の他の発注機関と比べて措置期間が長い。
- ・措置期間に幅がなく、悪質さの程度や情状に応じた措置期間が設定できない。

### (3) 見直し方針

- ・入札契約適正化指針の趣旨を踏まえ、本県の指名停止措置要領を、国等の機関による中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止モデルに準拠したものに改正します。

### (4) 適用時期

平成 29 年 7 月 1 日

## 3 「予定価格の事後公表」の試行拡大

### (1) 試行状況

県では、予定価格を探ろうとする不当な圧力を防止するため、予定価格を事前公表してきました。一方で、発注関係事務運用指針では、予定価格を入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争性を損ねる弊害が生じかねないことから、原則として予定価格は事後公表とするとしています。

このことから、県では、不当な圧力の有無、入札参加者数や落札率の変動等を検証するため、平成 26 年度から予定価格の事後公表を試行しています。

これまでに 24 件試行したところ、当初懸念された予定価格を探ろうとする不当な圧力もなく、入札参加者数や落札率も大幅な変動はなく、大きな問題は生じていない状況です。

#### <試行結果概要>

年度	事前公表案件*			事後公表試行案件		
	工事件数	平均入札参加者数	平均落札率	工事件数	平均入札参加者数	平均落札率
平成26年度	98	3.9	89.5%	5	3.4	96.3%
平成27年度	107	4.1	88.2%	13	4.2	87.4%
平成28年度	131	3.8	90.3%	6	4.0	91.0%

事前公表案件\*：総合評価案件・土木一式工事・7000万円以上の案件を抽出

### (2) 今後の方針

平成 29 年度は、試行の対象金額を拡大して試行し、問題が生じないか引き続き検証していきます。

## 屋外広告物の安全対策の充実について

### 1 背景・経緯

近年、所有者等により適切に維持管理されていないことが原因で、屋外広告物が落下する事故が各地で発生しており、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、屋外広告物の所有者等が適切に点検等を行うことを明確化するため、国において平成 28 年 11 月に「屋外広告物条例ガイドライン（案）」が改正されました。

これを受けて、三重県屋外広告物条例及び同施行規則の点検及び結果報告にかかる事項の見直しを行います。

### 2 国の条例ガイドライン（案）の改正概要

- (1) 屋外広告物の所有者等は、屋外広告士など専門的な知識を有する者に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (2) 屋外広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(1) の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

### 3 今後の予定

平成 29 年 7～8 月	市町、事業者団体等から意見聴取
9 月	屋外広告物審議会
10～11 月	パブリックコメント
12 月	屋外広告物審議会
平成 30 年 2 月	改正条例案上程
10 月	条例の施行



## 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の供用について

### 1 志登茂川処理区の概要

津市北部地域を対象とする中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）において、津駅周辺や津市白塚地区、旧河芸町や旧安濃町の一部（440ha）で供用開始します。

#### （1）全体計画

- ・処理区域面積：2,570ha
- ・処理人口：82.8千人
- ・処理場：志登茂川浄化センター（処理能力：49.9千 $\text{m}^3$ /日最大）
- ・幹線管渠：志登茂川幹線ほか（総延長：27.9km）

#### （2）供用開始

- ・供用開始（予定）年月：平成30年4月
- ・関係市：津市

#### （3）供用による効果

- ・約1万1千人が新たに使用可能となります。
- ・津市の下水道普及率が供用開始前に比べ約4%増となる見込みです。  
（三重県全体では約0.6%増となる見込みです。）

### 2 水処理施設の継続調査結果

志登茂川浄化センター水処理施設において、5月に躯体の高さ等の測定や水槽の水張り試験を行い、沈下や傾き、漏水がないことを確認しました。

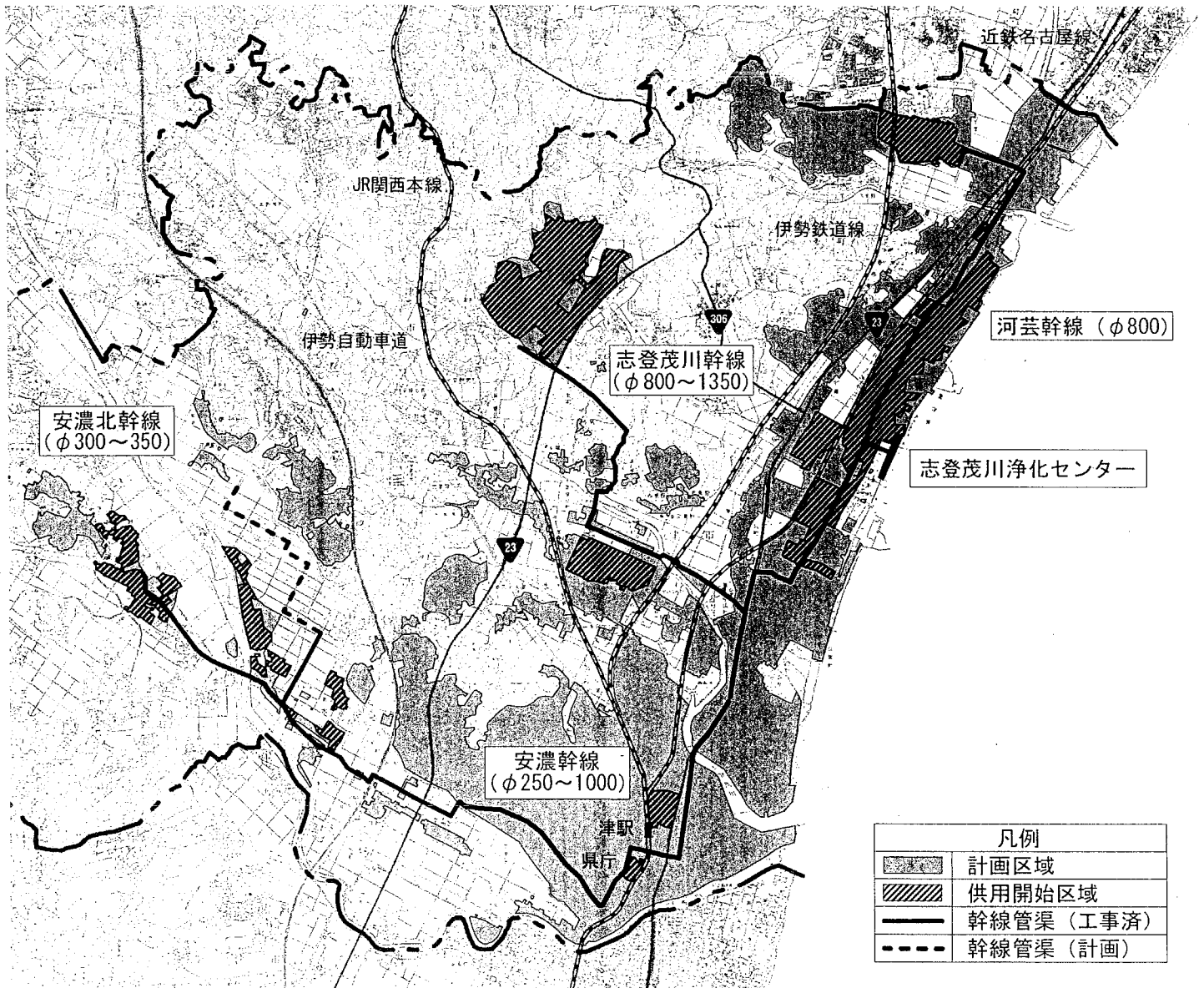
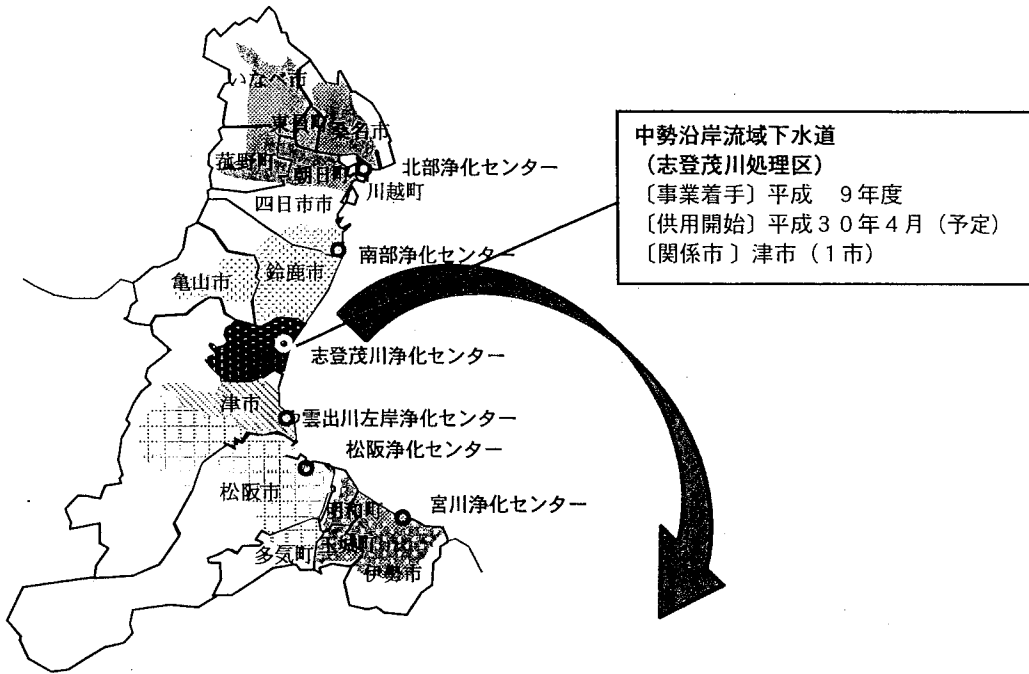
※水処理施設とは、汚水を貯留させ、酸素曝気などを行い、汚水を処理する水槽構造物。

### 3 今後の予定

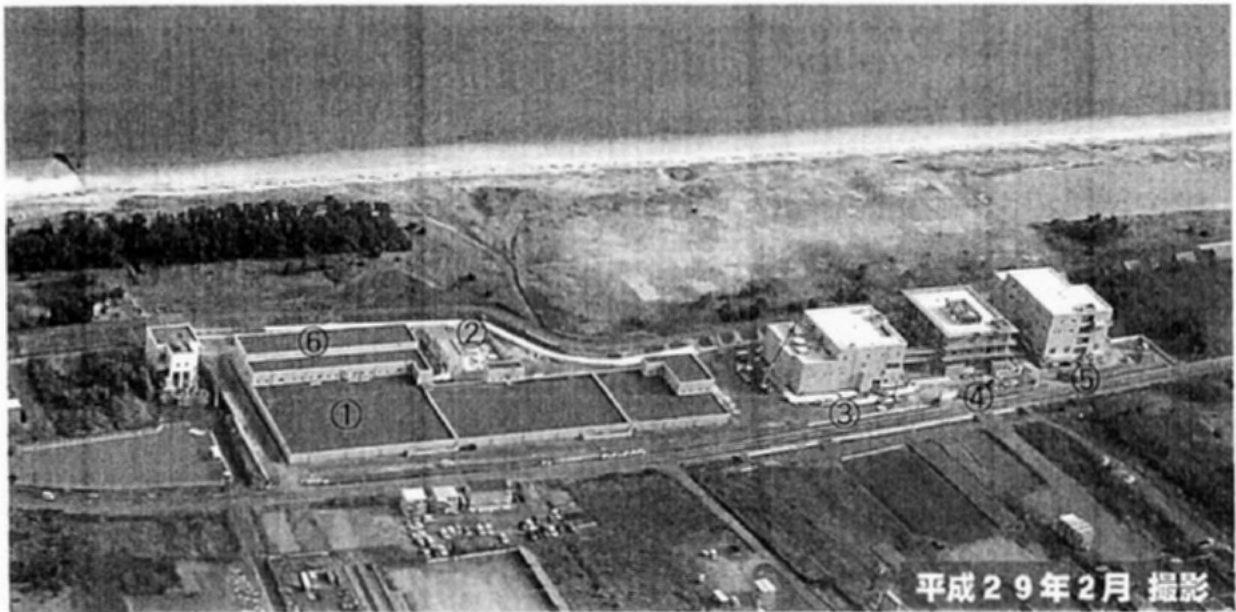
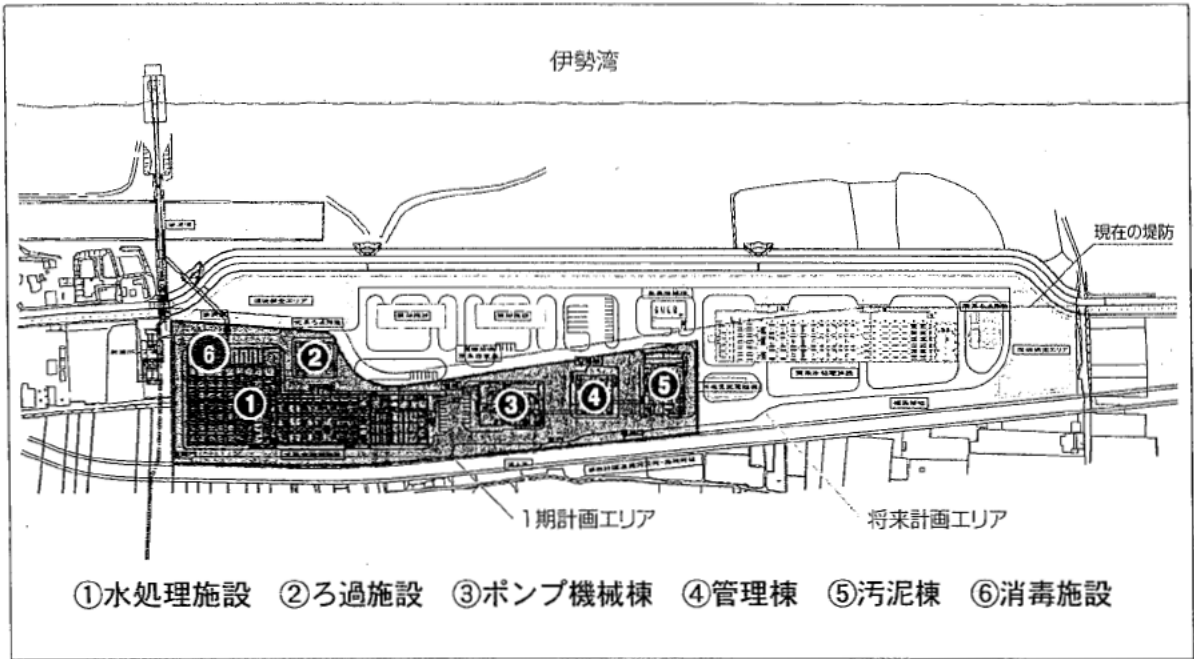
- |         |   |
|---------|---|
| 平成29年6月 | 6月定例会議で維持管理に要する費用の市負担に関する議案を上程<br>議決後、津市と「維持管理に要する費用の市負担金に関する覚書」を締結 |
| 平成30年1月 | 施設の試運転を開始   |
| 3月      | 機械電気設備工事の完成   |
| 4月      | 供用開始  |



# 志登茂川処理区計画区域図



志登茂川浄化センター平面図





審議会等の審議状況（平成 29 年 2 月 15 日～平成 29 年 6 月 4 日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成 29 年 3 月 22 日
3 委員	会 長 朝日 幸代 委 員 松本 幸正 他 17 名
4 諮問事項	都市計画基本方針の内容について
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成 29 年 5 月 29 日
3 委員	会 長 関 俊一 委 員 松浦 健治郎 他 10 名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	屋外広告物の安全対策の充実等について報告した。
6 備考	